

				委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号			
1 種	永年	135			
教育民生常任委員会記録					
日時	令和4年9月22日(木)	開会 閉会	午前 9時55分 午前11時29分	会場	総合保健福祉センター2階 会議室1
出席者	委員長 西山 慶 委員 宮田 志野 委員 森田 收三 委員 大崎 宏明	副委員長 委員 委員 委員	土居 信一 西村 泰一 柿谷 悟 佐々木 學		
市側出席者	副 市 長 (平井 和久) 学校教育課長 (中西 司) 子ども・子育て支援課長 (久保 実千) 長寿介護課長 (吉本加津代) 環境保全課長 (森光 澄夫) 総務課長 (梅原健一郎)	教 育 長 (細木 忠憲) 生涯学習課長 (岡本 憲仁) 福祉事務所長 (嶋崎 貴寿) 健康推進課長 (中山 明) 市民課長 (大崎 弘美)			
	【事務局】局長：松浦 永治	係長：堅田 陽子			
欠席者			記録者	堅田 陽子	
議題					
(1) 市議案について					
市議案第63号 令和3年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出 決算の認定について					
認定					
市議案第64号 令和3年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出 決算の認定について					
認定					
市議案第65号 令和3年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算の認定について					
認定					
市議案第69号 令和3年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出 決算の認定について					
認定					

市議案第71号 須崎市立公民館及び学校使用条例及び多ノ郷アッセンブリー
ハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

原案可決

市議案第74号 専決処分の承認について《分 割》

原案承認

市議案第76号 令和4年度須崎市一般会計補正予算（第5号）について
《分 割》

原案可決

市議案第77号 令和4年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

原案可決

市議案第80号 令和4年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）
について

原案可決

市議案第83号 指定管理者の指定について

原案可決

(2) 陳情について

陳 情第34号 「須崎市小中学校統合計画」の見直しを求める陳情書

継続審査

(3) その他について

教育民生委員会記録《令和4年9月22日》

○午前 9時55分 開会

~~~~~~~~~~*~~~~~*~~~~~*~~~~~*~~~~~*~~~~~*~~~~~*

○西山委員長=皆さん、おはようございます。

少し時間は早いですが、皆さんお揃いのようなので、ただいまより教育民生委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願ひいたします。

これより議事に入ります。

今議会、教育民生委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第63号 令和3年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の
認定について

○西山委員長=まず、市議案第63号 令和3年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○中西学校教育課長=それでは、議案書の4ページになります。

市議案第63号 令和3年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて決算の認定をお願いするものでございます。

別冊決算書の197ページを御覧ください。

歳入歳出の決算額はともに845万3,307円でございまして、差引残額はゼロ円でございます。

206ページ、歳出について御説明いたします。

1款 スクールバス事業費 1項 スクールバス事業費 1目 運行費でございます。需用費26万6,553円は、車検時の修繕料等でございます。役務費10万8,600円は、任意保険、自賠責保険料等でございます。委託料783万2,000円は、バス運行の委託料。使用料及び賃借料6万円は、バス駐車場の用地の賃借料。公課費2万4,600円は、車検時の重量税でございます。

2款 公債費です。平成29年度にバスを購入しておりますが、その起債の償還

の元金16万974円、利子580円でございます。

次に、204ページ、歳入を御覧ください。

使用料収入は100万1,800円で、不足となります745万1,507円を一般会計から繰り入れております。

なお、昨年度の利用人数の延べ人数は3,239人でございました。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○西山委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

佐々木委員。

○佐々木委員=いわゆる移動手段確保の観点から様々議論をさせていただいておりますが、中にはスクールバスもいわゆる須崎市が運営する公共バスがほとんど主要で、今まで様々な改善も行われて、通学用とあせて一般市民の皆様にも移動手段として活用していただくということで、より利便性の高いものに改善されてきた。

これは執行部の努力だと、そのものやと思いますが、議論として、少子高齢化が進んで、地域で孤立というか、独り住まいの方も結構いらっしゃって、より移動手段の確保が難しくなってきている。

こういった中で、まずは利用者数、これに関して3,239人という数字、ひとつ端的な指標というか、この内容についてはずっと経年的で、内容、まさに、通学児童、一般の利用者、この辺のところをどのように認識しているのか、ちょっと学校教育課長の認識を聞かせてもらいたい。

○西山委員長=学校教育課長。

○中西学校教育課長=委員御指摘のとおり、いわゆる上下校に影響のない場合は、一般の方も乗車ができるということでの活用になっております。

昨年からいうと、人数は減少ということにはなっておりますが、これは、年によってどうしても変動がございますので、そういう状況ですけれども。私どももできる限り、利用ができるようであれば、活用はしていただきたいというふうには思っておりますので、また利便性のいいように、広報もしていきたいというふうには思っております。

○西山委員長=佐々木委員。

○佐々木委員=それで、いわゆる一般会計からの繰り入れ、これに関しては、当然、国、県からの財源確保もしながら、何としても、市としても、ぎりぎりのところでやっていると思いますが、そやけど、今までそういうことが、ひとつ自然の成り行きというようなことでもないですが、一定認められてきましたが、やっぱり、今しっかり見直しをしていかないかん時期やと思います。

まさに公共交通計画、これも、JRにしろ、高陵交通にしろ、いろんなものの存続自体が危ぶまれている厳しい中で、市の基幹となるスクールバスも、より利便

性を高める、こういった取り組みもさらに必要になると思います、今まで以上に。

そこで、ちょっとひとつ、利用者をいかに増やしていくかということと、市から持ち出している金額、このところをどう考えるかということで、いろいろ、他の会計でも議論してきたわけですが、例えば、運行経路。今、例えばですよ、私、地域から要望受けてるのは、これちょっと一般質問的観点になると、ちょっと微妙なところなんですが、例えば、運行経路をある程度柔軟に見直しをして、より利便性を高める、例えば、利便性を高めて利用者数を増やしていくことにつながるんかもしれませんけど、やっぱり市民の足【発言訂正あり・訂正内容23ページ参照】としてしっかり利便性を高める。

運行経路の柔軟な見直しについては、どのような認識を持っていますか。

○西山委員長=学校教育課長。

○中西学校教育課長=まず、あくまでもスクールバスという位置づけでございますので、まず、それが主になります。

委員おっしゃいますとおり、公共交通計画につきましては、ちょっと別の企画情報課でも事務局で検討もしておりますので、ちょっと切り分けて議論する必要があるのかなというふうには思っております。

スクールバスの中でも、通学生に利便性の良いようにということで、経路の見直しは、1つバス停を追加するとか、そういうことは、今まで行ってきておりますので、あくまでもスクールバスという位置づけの中で、スクールバスについては検討していく、ということで御理解いただきたいと思います。

須崎市の公共交通計画については、またちょっと別の席で議論ということになろうかと思いますので。

○西山委員長=ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長=ないようですので、採決いたします。

本案は、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長=御異議なしと認めます。

よって、本案は、認定すべきものと決しました。

市議案第64号 令和3年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

○西山委員長=続きまして、市議案第64号 令和3年度須崎市国民健康保険特別会

計歳入歳出決算の認定について を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○大崎市民課長＝市議案第64号 令和3年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書を御覧ください。211ページでございます。

令和3年度須崎市国民健康保険特別会計の歳入決算額は30億1,754万7,597円、歳出決算額は29億6,455万7,178円となっております。差引残額5,299万419円は、全額基金へ積み立てしております。

それでは、決算の詳細につきまして、主要施策の実績報告書により説明させていただきます。特別会計26ページを御覧ください。

(4) 国民健康保険事業会計でございます。

令和3年度末の国民健康保険の加入世帯は3,589世帯で昨年度より189世帯の減少、また被保険者数は5,716人で昨年度から301人の減少となっています。

主な経費につきまして、支出から御説明いたします。

総務費につきましては、職員の人事費や事務費などの総務管理費、賦課徴収費、国民健康保険運営協議会費として5,936万3,000円を支出しております。

保険給付費は、20億8,419万円で、前年度より1億771万8,000円の増額、1人当たり3万6,143円増加しております。

国民健康保険事業費納付金7億8,395万2,000円は、平成30年度の制度改正により保険給付費の財源として県へ納付するものでありますが、前年度より3,907万5,000円の減額となっており、1人当たりにすると366円の微増となっております。

共同事業拠出金が1,000円でございます。これは、退職者医療共同事業負担金の支出でございます。

保健事業費3,294万3,000円につきましては、健康推進課で実施しております特定健康診査、特定保健指導に係る特定健康診査等事業費、そして、市民課で実施しております医療費通知や高額療養費貸付事業費などでございます。

諸支出金409万5,000円の内訳としましては、保険税還付金として255万2,000円を、また、特定健康診査等負担金償還金として154万3,000円を支出しております。

以上、歳出合計は29億6,455万7,000円で、前年度と比較して7,194万8,000円の増額となっております。

続きまして、収入の状況でございます。

国民健康保険税収入額5億9,465万3,000円で、前年度に比べて759

万4,000円の減収でございます。

収入率におきまして、現年度課税分は95.66%と前年度より0.3%の増となっております。過年度分を含めた全体では90.83%となり、前年度と比べまして0.59%の減であります。

続きまして、使用料及び手数料32万2,000円は、国民健康保険税の督促手数料などでございます。

国庫支出金121万5,000円は、新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税減免分の災害等臨時特例補助金でございます。

県支出金21億1,759万5,000円は、内訳としまして、保険給付費に充当される普通交付金が20億7,197万2,652円と保険者努力支援分、特別調整交付金、県繰入金、特定健康診査等交付金から成る特別交付金が4,562万2,000円でございます。

財産収入1万3,000円は、国民健康保険財政調整基金の積立金利でございます。

繰入金2億8,965万9,000円は一般会計からの繰入金でございます。

諸収入1,409万1,000円は、国民健康保険税延滞金、第三者求償納付金、返納金などでございます。

以上、歳入合計30億1,754万8,000円で、対前年比9,926万5,000円の増額となっております。

次に、療養費給付の内訳でございます。下の表を御覧ください。

まず、件数が5万8,115件で、前年度より1,728件の増、日数では1万6,896日で、前年度より3,907日の増、費用額は19億3,962万540円で、前年度より1億2,835万4,800円の増となっており、1件当たりの日数は、前年度と同じ2.0日、1日当たりの費用は、1万6,593円と、前年度と比較して563円の微増となっております。1件当たりの費用額は3万3,376円で、前年度と比較して1,254円の増であります。

高額療養費は5,361件と、前年度に比べまして461件の増となっており、全体の費用額についても、2億7,667万6,182円と前年度と比較して1,031万4,662円の増となっております。1人当たりの保険給付費は、36万4,624円と、昨年度から3万6,143円の増加となっております。

以上でございます。

○西山委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

佐々木委員。

○佐々木委員=この2～3年、新型コロナウイルス感染症の関係で、この国民健康保険の、まあ言ったら、給付事業も結構あったと思うんですが。

これ、見方が正しいかどうか分からんけど、保険給付のところで、かなりプラスアルファになっている。その辺のところ、新型コロナウイルス感染症に関する保険給付に関して、どういったことが主立った点で考えられるか。

そして、国からの、言うたら支出金等、それとの関連、ちょっと分かる範囲で。

〔「傷病手当のこと言いゆうが」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員＝傷病手当のこともありますが、当然先ほどの給付の中の、そういったひとつの、そういう象徴的な、ひとつのそういった代表的なことでも構いません。

○西山委員長＝市民課長。

○大崎市民課長＝保険給付の件ですけれども、新型コロナウイルス感染症に関しては新型コロナウイルス感染症の傷病手当金というのがございまして、それは、今年何件か、前年度については支出がありませんでしたので、お支払いしておりませんが、今年度については支払いをしております。

医療費が増減を、増加をしておる関係は、ちょっと詳細が分かりませんけれども、去年から比べますと、令和2年度から比べますと少し増えております。

それは、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の分で受診控えというのすごさりまして、それで一律ちょっと減っていたようです。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス拡散期には受診率が落ちておりますけれども、ちょっと下火になってきた時には、やっぱり持病とかもありますて、それが、その分もあって受診が増えているという状況もありますので、令和2年度に、2年度というか、前年、新型コロナウイルス感染症前にちょっと戻っている状態ではあるかとは思いますが、詳しい詳細は、ちょっとまだ広域連合からも来ておりませんので分かりませんが、そういう推察はあります。

○西山委員長＝佐々木委員。

○佐々木委員＝もう1点。高額療養費が、かなり増加している。

これは、制度の利用が進んでいるということもあるわけですが、増加していることに関して、どのような内容、また、何ていうか、その辺のところ。

○西山委員長＝市民課長。

○大崎市民課長＝高額療養費については、一定の金額以上、被保険者の方には支払わなくてもいいという制度になっておりまして、一定金額を増えますと、その分をお返しするという制度です。

入院をする方に関して、大体給付のほうが多くなっておりますので、新型コロナウイルス感染症で療養している方は、持病の悪化で入院期間が長くなると、どうしても、高額でお支払いをする金額は増えていく状態であります。詳細については、ちょっと手元に資料がございませんので、また、あれでしたら、後で、後ほどお答えをさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○西山委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、認定すべきものと決しました。

市議案第65号 令和3年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について

○西山委員長＝続きまして、市議案第65号 令和3年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○大崎市民課長＝市議案第65号 令和3年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書の247ページでございます。

歳入決算額は4億1,812万5,430円、歳出決算額は3億9,999万2,150円となっており、差引残額の1,813万3,280円は、全額翌年度への繰り越しとしております。なお、この繰越額につきましては、そのほとんどが3月から出納閉鎖の5月末までに徴収した保険料分でありまして、一旦翌年度に繰り越しをした後、翌年度会計から高知県後期高齢者医療広域連合へ保険料納付金として支出するものでございます。

それでは、主要施策の実施報告書により説明させていただきます。

特別会計の26ページを御覧ください。

(5) 後期高齢者医療会計でございます。

決算額は、3億9,999万2,000円のうち主な支出としまして、人件費1,860万7,000円、印刷製本費12万9,000円、郵便料98万3,000円でございます。

また、高知県後期高齢者医療広域連合への納付金では、基盤安定事業費納付金として1億1,444万8,000円及び市が徴収した保険料納付金として2億6,440万1,000円でございます。

電算事務負担金は64万1,000円。

その他の経費として、過年度分保険料還付金、口座振替手数料などで合計71

万2,000円でございます。

なお、令和3年度末の被保険者数は4,509人で、前年度より43人の増となっております。

歳入につきましては、決算書の248ページ及び249ページでございます。

第1款 後期高齢者医療保険料は、年金からの天引きによる特別徴収金及び普通徴収分と滞納繰越分を合わせまして、調定額2億6,691万5,064円、収入済額2億6,565万7,604円となっております。

収入率は99.52%で、前年度より0.04%微増となっております。

第2款 使用料及び手数料は督促手数料で、調定額8万1,000円に対して収入済額4万7,800円でございます。

第3款 繰入金は、一般会計からの事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、収入済額1億2,621万8,131円でございます。

第4款 繰越金1,678万290円は、前年度の繰越金で、そのほとんどが保険料分でございます。

第5款 諸収入942万1,605円のうち、第1項 延滞金加算金及び過料5万8,600円は、全額保険料の延滞金でございます。

第2項 償還金及び還付加算金54万6,300円は、申告等による所得変更などにより過年度保険料と還付支出した分が後期高齢者医療広域連合から償還金として返金されたものです。

第3項 雑入881万6,705円は、後期高齢者医療広域連合負担金などでございます。

以上でございます。

○西山委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○西山委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西山委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、認定すべきものと決しました。

市議案第69号 令和3年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

○西山委員長=続きまして、市議案第69号 令和3年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長=市議案第69号 令和3年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

議案書10ページ及び別冊決算書313ページからでございます。

本議案は、令和3年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見書並びに主要施策の実績報告書を添付して認定をお願いするものでございます。

別冊決算書の313ページをお願いいたします。

歳入決算額は26億6,833万4,025円、歳出決算額は25億6,678万1,462円となっておりまして、差引残額1億155万2,563円は全額を基金繰入金といたしております。

それでは、内容につきましては令和3年度主要施策の実績報告書により御説明を申し上げます。

主要施策の実績報告書28ページでございます。

介護保険事業会計をお願いいたします。

令和3年度末の加入被保険者数は8,337人、前年度比較65人の減、認定者数は1,479人、認定率は17.7%で、前年度と比較し認定者数は11人の増、認定率は0.2%の増となっております。

それでは、表、右側の支出から御説明をいたします。

総務費5,971万7,000円は、職員の人工費や認定審査会の経費等でございます。

次、保険給付費につきましては、23億4,635万4,000円、地域支援事業費1億4,850万4,000円は、総合事業や介護予防事業、地域包括支援センターの運営経費等でございます。

続きまして、基金積立金として13万4,000円。

また、諸支出金1,207万3,000円につきまして、令和2年度の介護給付費負担金等の精算に伴う国等への返還金1,104万9,338円のほか、保険料の還付金でございます。

以上、支出の合計は25億6,678万1,000円でございます。

続きまして、表、左側の収入でございます。

保険料は4億7,400万5,000円で、使用料及び手数料9万3,000円は、督促手数料の収入でございます。

続きまして、国庫支出金7億1,658万9,000円、支払基金交付金6億

7, 023万3, 000円、県支出金3億8, 470万1, 000円は、保険給付費及び地域支援事業費に係るそれぞれの法定負担分等となっております。

なお、国庫支出金につきましては、保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金合計1, 121万円を含む金額となっております。

次の財産収入13万4, 000円は、介護保険財政調整基金の利息収入でございます。

続きまして、繰入金4億2, 046万1, 000円は、全て一般会計からの繰入金で、内訳は保険給付費及び地域支援事業費に係る法定負担分3億1, 493万7, 183円、低所得者保険料軽減事業に4, 812万580円、その他、職員人件費及び事務費等に係る総務費相当分5, 740万3, 667円となっております。

諸収入211万8, 000円は、第三者行為求償金収入のほか、高額介護サービス費に係る戻入等でございます。

以上、収入の合計は26億6, 833万4, 000円で、前年度比5, 322万6, 000円の減となっております。

なお、収入と支出の差額1億155万3, 000円につきましては、全額を介護保険財政調整基金に繰り入れしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○西山委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

佐々木委員。

○佐々木委員=これ、加入被保険者数は8, 337人で、認定者数は1, 479人、認定率は17. 7%。

これは、例えば、全国平均であったり、他市との平均比較でいえば、どうなんですかね、この評価としては。

○西山委員長=長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長=全国でいうと、全国では18. 9%、高知県では19. 3%となっておりまして、全国及び県よりは低い認定率となっておりますけれども、県内でいうと梼原町が15. 5%、津野町が15. 5%、同じくですけれども、そういう状況もありますので、県下でも、自治体によって様々ではございます。

ただ、県、全国では低い状況にはございます。

ただ、年齢層がやっぱり上がってきますと、認定率、また徐々に上がってきている状況はございます。

○西山委員長=佐々木委員。

○佐々木委員=いわゆる介護予防、まさに、せっかく介護保険料を払ってるけれども、介護を受けずに頑張ってらっしゃる方のあれによってこの。

出来るだけ受けないようにしていくことが大事やし、そういう取組みを

様々な方たちがしてくださってるわけですので。

これをできるだけ、言うたらひとつのパーセント、認定率がひとつの、どういうんか、指標になるわけで。

一方で、なかなか難しくなったと認定が。昔からいいたら、そういう声も聞かれます、小難しくなったと。そういう声、市民の皆さんの中ですよ。

それから、見直しして介護度が上がった、施設からちょっと変わらないかんとか、非常に受けてる方が、ちょっと対応が、どういうんか、行政サービスが、いかがなものかという声もあります、一方で。

それと、やっぱり老人会の方とか、介護予防、デイサービスセンターとか、そういった方たちが、しっかり、そういう制度を活用しながら、介護予防に取り組んでいらっしゃる。

それから、また新型コロナウイルスで、やっぱり絆の部分というか、地域から孤立した方が、そういう老人会の方とか、いろんな方との地域の絆づくりで、介護予防として、こういったことは非常に市民の皆さんの中の様々な行動もあっての、この数字やと思います。

それで、そういう意味で、より、そういった介護サービスをより満足度を高めていく、ちょっと大まかになって申し訳ないですけど。

そして、介護予防をさらに充実させていく。

そういう観点で課長の思いは、ちょっと、決算を踏まえて、所感を聞きたいなと思いますが。

○西山委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝委員おっしゃるとおり、本当に介護予防ってすごく大事になっておりまして、須崎市でいくと、要支援1、2の方が全国平均より実は高くて、要介護1～3の方については、全国平均より低い。

やっぱり要支援の段階で、介護予防に力を入れていくことっていうのは、すごく大事になっていると担当課としても考えておりますし、今現在、デイサービスの事業者に対しても、短期、3か月、短期集中で介護予防に取り組んでいる事業もやっておりまして、できるだけ皆さんのが元気で過ごせる期間が長くなるようにということは基本といいますか、モットーとして長寿介護課としても取り組んでいるところでございます。

あと、調査員の件ですけれども、厳しくなったというよりも、調査員も年に数回Zoomで研修もしております、全国レベルの水準を保つようにはしているところでございます。

以上です。

○西山委員長＝佐々木委員。

○佐々木委員＝ちょっともう1点だけ。

まだ介護サービスを受けてない方に対してのサービスというか、せっかく保険料を払いゆうけど、もう受けないで済むことに越したことはないわけやけど、そのことが、受けないことが、少しでも何かメリットになるような取り組みを、他市ではするように聞いてますが、今後、そういうことについて、何か制度を導入していく方向性はないんですかね。

○西山委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝実は、昨年度から元気高齢者のためのスマイルポイント事業というのをはじめておりまして、介護予防教室とかに参加されることでポイントをためていただいて、年間一定の商品に交換させてもらうような制度もはじめておりますので、そちらもぜひ活用いただければと思いますし、昨年は初年度でしたけれども、早速登録者数も700人を超える状況でございまして、現在も、それより上回る登録者になっているところでございます。

以上です。

○西山委員長＝ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西山委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西山委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、認定すべきものと決しました。

市議案第71号 須崎市立公民館及び学校使用条例及び多ノ郷アッセンブリー
ハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○西山委員長＝続きまして、市議案第71号 須崎市立公民館及び学校使用条例及び多ノ郷アッセンブリーハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝市議案第71号 須崎市立公民館及び学校使用条例及び多ノ郷アッセンブリーハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、須崎市立公民館及び学校使用条例及び多ノ郷アッセンブリーハウス

の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案書1 3ページでございます。

第1条、須崎市立公民館及び学校使用条例の一部改正では、別表第1から別表第3までの冷暖房使用料を次のように改めるものでございます。

現行では冷暖房使用料につきましては、実費を加算するとなっておりますが、改正後は、記載のとおり金額を表記するものでございます。

なお、金額につきましては、現行と同額でございます。

備考としまして、1、入場料、会費等を徴収するものにあっては、当該使用料のほか50割以内の増使用料を徴収する。2、使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。3、備考1及び2の規定は、別表第2及び第3の各公民館に適用するとしております。

また、別表第4、運動場の項、備考の欄中「実費」を「別に定める額」に、字句を改めるものでございます。

第2条、多ノ郷アッセンブリーハウスの設置及び管理に関する条例の一部改正では、冷暖房使用料を前条の各公民館と同額にしようとするものでございます。

別表、集会室の項、備考の欄中「500円」を「200円」に改め、同表和室の項、備考の欄中、「300円」を「100円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

よろしくお願ひいたします。

○西山委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長=ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長=御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第74号 専決処分の承認について《分割》

○西山委員長=続きまして、市議案第74号 専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○鳴崎福祉事務所長=それでは、市議案第74号 専決処分の承認について、令和4年度須崎市一般会計補正予算（第4号）のうち、福祉事務所の所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書の8ページでございます。

3款 民生費 3項 生活保護費 1目 生活保護総務費ですが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者就労支援事業費170万円の補正でございます。

この事業は、現在実施しております新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給者に対し、就職活動の支援を目的として、新たに月額3万円を支給するとともに、就職に至った当該対象者に対して、就労準備支援金として10万円を支給しようとするものでございます。

なお、この事業につきましては、県の補助事業である高知県生活困窮者就労活動支援事業を活用するものであり、財源につきましては、当該事業の全額を県費で補うことといたしております。

以上でございます。

○西山委員長=環境保全課長。

○森光環境保全課長=続きまして、環境保全課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書8ページを御覧ください。

第4款 衛生費 第2項 清掃費 第2目 塵芥処理費2,310万円の補正につきましては、6月1日に発生いたしました火災の復旧工事に係る工事請負費で、本復旧工事にて電気設備を復旧し、各設備に通電した上で、改めて設備の状況を確認する予定となっております。

次に、同じく、第3目 し尿処理費27万1,000円の補正につきましては、7月の集中豪雨による災害時応急し尿くみ取り費の更正でございまして、くみ取り件数は、76件でございます。

次に、11ページを御覧ください。

第11款 災害復旧費 第2項 公共土木施設災害復旧費 第2目 現年発生単独災害復旧費のうち工事請負費1,500万円の補正につきましては、7月の集中豪雨により、クリーンセンター横浪への進入道路の一部が崩落いたしておりますので、その改修工事を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○西山委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

佐々木委員。

○佐々木委員=ページ8の新型コロナウイルス感染症生活困窮者就労支援事業、これ、既にはじまっていると思いますが、現在の利用者等、分かる範囲で。利用実績か。

○西山委員長＝福祉事務所長。

○嶋崎福祉事務所長＝現在、交付されているのは1人でございます。

以上です。

○西山委員長＝佐々木委員。

○佐々木委員＝例えば、事例的に分かれば、どういう事例なのか。

○西山委員長＝福祉事務所長。

○嶋崎福祉事務所長＝まず、対象者につきましては、昨年から実施しております新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けていることが、まず条件になります。

これは、既に昨年度から実施しております、福祉資金の特例貸付を既に借り終えている方が、新たに、先ほどの自立支援金も補助ですけども、その方で、なおかつ、条件が、自立支援機関への自立支援計画の策定を申し込んでいることが条件になりますし、若干、基準としては厳しいのかなという感もあるんですけども、ただ、これ県の、全額10分の10財源の事業でございまして、事業の中身、制度としましては、県が示されたとおりで実施するものでございますので、状況としては、やっぱり今現在は1人しか申込みされてない、支給されてないというふうな状況でございます。

○西山委員長＝佐々木委員。

○佐々木委員＝これは給付金ですよね、貸し付けではなくて。

○嶋崎福祉事務所長＝はい。

○佐々木委員＝そうか。結局言うたら、貸付制度で活用して据置きで申し込み4か月で返済がはじまる。だけども、それでそれをあれながら真面目に就職に向けての取り組みをするという想像がされるわけですが、その中で、なかなか基準が厳しいということになれば、例えば、まだ1人しか、その期間の問題もあるけれども、なかなか就職事情も厳しいわけですが、せっかくの制度ですので、より使い勝手の、利用していただけるように、より市民の方に周知すべきだと思います。

使い勝手がよくするということとちょっとその辺のところ、よりその辺の制度を、より利用者目線に立って活用し、市民の皆さんに周知していくか、その辺のところの考えをよろしくお願ひします。

○西山委員長＝福祉事務所長。

○嶋崎福祉事務所長＝先ほども申しましたように、まず、この支援の対象者が、生活困窮者自立支援金を受けてる方になりますので、当然、対象者については個別のお手紙も出すなりして、県のそういう制度としてこういったものがありますよということも、周知はさせていただいております。

○西山委員長＝よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長=ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長=御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第76号 令和4年度須崎市一般会計補正予算（第5号）について
《分割》

○西山委員長=続きまして、市議案第76号 令和4年度須崎市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○大崎市民課長=それでは、市議案第76号 令和4年度須崎市一般会計補正予算（第5号）のうち、市民課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の13ページを御覧ください。

第2款 総務費 第3項 戸籍住民基本台帳費 第1目 戸籍住民基本台帳費3,976万7,000円の補正であります。

まず、戸籍住民基本台帳費895万4,000円の更正につきましては、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等において住民票等の証明書の発行ができる環境整備の費用でございまして、主なものとしましては、コンビニ交付構築業務委託料866万4,000円、コンビニ交付システム運営負担費12万8,000円でございます。

続きまして、地方創生臨時交付金事業費（マイナンバーカード普及促進事業）2,729万5,000円につきましては、主なものとしましては、マイナンバーカードを新たに取得した市民を対象に配付する商品券の費用として報償費2,700円、8月5日から商品券が発送できていませんので、その市民に郵送するための郵送費24万9,000円でございます。

続きまして、マイナンバーカード交付事務費351万8,000円の更正につきましては、主なものとしましては、会計年度任用職員を雇用するための人工費、チラシ印刷代として需用費35万2,000円、郵送料、チラシ折り込み手数料として役務費71万円でございます。

続きまして、5ページの第3表、債務負担行為補正でございます。

現在の戸籍システム契約が終了するにあたり、新たなシステム構築に向けて契約等を着手しようとするものでございまして、議決日から令和10年度までの期間、3,359万円を限度額として債務負担行為を起こそうとするものでございます。

それに伴いまして、現在の戸籍総合システム再構築事業費を表のとおり廃止するものでございます。

以上でございます。

○西山委員長＝福祉事務所長。

○嶋崎福祉事務所長＝続きまして、福祉事務所の所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書の14ページでございます。

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費ですが、子育て世帯等臨時特別支援事業費（非課税世帯等給付金）2,005万6,000円の更正でございます。これは、本年7月末に受付を開始しました令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の申請件数が、当初予想していた件数より増えることが見込まれることから、新たに追加補正するものでございます。

次に、3目 障害者自立支援給付費270万円の補正でございますが、これも、補装具給付費が当初の見込みより増えたことによる事業費の更正でございます。

続いて、少し飛びますが、3項 生活保護費 1目 生活保護総務費126万円の補正につきましては、現在実施いたしております新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が、9月末まで延長されたことに伴い、新たな支給分を追加するものでございます。

以上でございます。

○西山委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝長寿介護課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書15ページをお願いいたします。

第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第5目 老人福祉費につきまして、151万7,000円の増額補正は、地方創生臨時交付金事業費。

特別養護老人ホーム葉山荘感染症対策として、入所者のゾーニング対策物品として、お薬を配るための与薬カート及び食事のための配膳カート、健康観察用にパルスオキシメーター、その他衛生用消耗品購入に係る関係市・町負担金でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○西山委員長＝子ども・子育て支援課長。

○久保子ども・子育て支援課長＝それでは、子ども・子育て支援課所管分につきまして、御説明を申し上げます。

別冊補正予算書15ページでございます。

3款 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、母子生活支援施設保護事

業費につきまして、385万3,000円の補正をお願いするものでございます。

これは、DV被害等の状況にある母と児童を保護し、自立を支援する母子生活支援施設への費用負担でございます。

支援施設は、県内に2か所ございまして、費用基本額を施設入居世帯数で按分して費用額が決定されますが、その入居世帯が、本年5月から減ったことによる基本額按分の増額及び先ほど入居世帯が減ったことにつきまして御説明をいたしました施設とは別のもう1か所の施設に、本年8月から新たに1世帯入居することとなったことによる増額でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○西山委員長＝健康推進課長。

○中山健康推進課長＝続きまして、健康推進課分につきまして御説明申し上げます。

別冊補正予算書15ページをお願いいたします。

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第2目 予防費でございます。

感染症対策事業費更正4,832万3,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の接種期間が9月末から翌年3月末に延長されまして、新たにオミクロン株対応2価ワクチンが1、2回目の初回接種を終了した12歳以上の方全員が対象となることに伴いまして、その実施に係る費用となっております。

内訳といましましては、消耗品や印刷製本費といましまして需用費が140万7,000円、郵送料や市外接種の場合の審査手数料等役務費としまして249万円、また、委託料としまして、個別の病院への予防接種委託料やワクチン管理委託料、コールセンター派遣業務委託やシステム改修委託、合計の4,442万6,000円となっております。

なお、今後の予定でございますが、10月1日からオミクロン株対応ワクチンの接種を開始することといたしております、まずは、4回目接種対象の60歳以上の方、基礎疾患のある方、医療従事者及び高齢者施設等の従事者の方を対象にしまして、従来ワクチンに替えて接種することとしております。

なお、本日より予約を開始いたしますので、市のホームページ及び防災無線を利用して御案内をさせていただきます。

また、今後は、ソーシャルワーカーであります保育士や警察職員の方の接種を並行して実施してまいりますとともに、その後、初回接種を終えました12歳以上の方の接種を進めてまいります。

また、既に4回目接種を済ませられた方につきましても、5か月の間隔を空けて接種が可能となると聞いておりますが、国が年内の接種完了を目指したいという方針を出しましたことから、接種間隔を前倒しして実施する可能性がございます。

なお、現在の状況につきましては、10月号の広報「すさき」及び市のホームページで詳しく御案内をさせていただきます。

次に、16ページにわたりますが、予防費更正25万円につきましては、子宮頸がん予防ワクチン接種における接種料の償還払いのための予算を計上させていただいております。

安全性の確認が取れていないということで接種勧奨を差し控えていた期間がございまして、公費負担の対象年齢を超てしまいまして、自己負担で接種を受けた方に対しまして、接種費用を補助するものでございまして、1人につきまして上限5万円の5人分の予算計上をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○西山委員長＝環境保全課長。

○森光環境保全課長＝続きまして、環境保全課所管分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書の16ページを御覧ください。

第4款 衛生費 第2項 清掃費 第2目 塵芥処理費 706万7,000円の補正につきましては、クリーンセンター横浪の雨漏り修繕として、需用費を126万5,000円、また、原材料等の高騰によりまして、ごみ袋の単価が上昇し、必要な枚数が確保できておりませんので、追加で製造する指定ごみ袋製造委託として委託料580万2,000円の補正でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○西山委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝それでは、別冊補正予算書20ページでございます。

第10款 教育費の学校教育課分について御説明申し上げます。

第1項 教育総務費 第2目 事務局費 1,382万3,000円の補正でございます。

外国語教育推進事業費でございますが、新たなALTが来られましたので、その来日渡航負担金、オリエンテーションの経費についての更正58万8,000円でございます。

それから、子ども第三の居場所事業費 1,323万5,000円です。

てくテックすさきの運営等に関するものでございますが、当初予算の計上は、学校教育課の予算内ですが、社会教育費としての予算措置となっておりましたので、学校教育課の教育総務費に予算を振り替えるということで補正予算の計上をさせていただいております。

議決をいただきましたら、時期を見まして、既に支出をしておりますものは、支払いは更正をしたいというふうに考えております。

内訳でございますが、高知信用金庫旧須崎東支店をお借りしておりまして、施設長を置いておりますので、その人件費等で233万5,000円、これは当初予算額と同額でございます。

てくテックすさきの運営委託料として、当初予算額は880万円です。

今回、9月補正分として、210万円を加えまして、委託料として1,090万円を予定しております。

補正を行う210万円でございますが、現在、てくテックすさきの運営は、常勤スタッフの方がお2人と、指導者（メンター）としてアルバイトお1人を雇用しております。

3人体制で運営をしておりますけれども、おかげさまで来館をする子供たちが想定より多いということもございまして、人員不足ということにもなってございます。そのために、指導者を1人増員して行うということの費用を見込んでおります。

また、音楽、映像、グラフィック、プログラミング等の各分野の専門的な講師の方に来ていただきまして、体験を通して学んでいただくというようなことも想定をしておりまして、その費用を加えまして、委託料の増額を行おうとするものでございます。

次に、第2項 小学校費 第1目 学校管理費で1,142万4,000円の補正でございます。

内訳でございますが、小学校管理費で816万円の更正です。

小学校の電気料の不足分として700万円、各種修繕費として61万5,000円等でございます。

学校情報通信環境整備事業費の更正7万2,000円です。

タブレットの持ち帰り時に、Wi-Fiがない御家庭への貸出し用に準備しております機器の通信費でございます。

地方創生臨時交付金を活用しまして修学旅行でやむなく延期等の判断をした場合のキャンセル料として48万6,000円【発言訂正あり・訂正内容24ページ参照】でございます。

同じく地方創生臨時交付金を活用しまして、学校給食費の保護者負担軽減対策として234万6,000円でございます。

2学期、9月から1食当たり20円を全ての給食実施校に、また、4月から増額をしております上分小学校、浦ノ内小学校、浦ノ内中学校には、1学期分も対象として増額分、1食当たり10円を支援しようとするものでございます。

次に、第2目 教育振興費です。

35万9,000円の補正でございます。

吾桑小学校と浦ノ内小学校で理科の授業で必要としております人体模型がございますが、老朽化によりまして更新を行おうとするものです。

それから、安和小学校でございますが、大型モニターを整備いたします。

これは、昨年度、完全複式の学校でありましたけれども、本年度は複式学級が解消された学年がございまして、タブレットを使用して授業する際に、教室で大型モニターに映し出しますけれども、複式解消で増設が必要となっていることで整備

をするというものでございます。

なお、今までの間は、特別教室などに設置をしております別のモニターを移動させて対応してくださっておりましたけれども、この際、購入して配備をするものでございます。

第3目 学校建設費の7,000円の補正ですが、これは、浦ノ内小学校プール大規模改修事業の交付決定額の増額によるものでございます。

次に、第3項 中学校費です。

第1目 学校管理費で553万4,000円の補正でございます。

中学校管理費で473万7,000円の更正ですが、中学校の電気料不足分として323万5,000円、それと教育支援センターでエアコンが故障しまして、修繕が必要となったことで、議決予算で対応しておりましたので、それに要した経費として126万5,000円、備品購入費として、朝ヶ丘中学校の印刷機購入経費の不足分23万7,000円でございます。

小学校と同じく、修学旅行で延期の判断をした場合のキャンセル料として79万7,000円でございます。

第3目 学校建設費40万7,000円の補正でございますが、朝ヶ丘中学校の入り口で、小規模ではございますが、土砂崩れが発生をしておりますので、その工事に要する経費でございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○西山委員長＝生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝別冊補正予算書22ページをお願いいたします。

10款 教育費 4項 社会教育費 1目 社会教育総務費、社会教育総務費更正10万円、カラープリンターの購入費でございます。

2目 公民館費、地域自治組織運営事業費更正28万円、JR吾桑駅のトイレ整備費でございます。

よろしくお願ひいたします。

○西山委員長＝説明は終わりましたが、10分間休憩取りたいと思います。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○西山委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木委員。

○佐々木委員＝すみません、先ほどの質問の中で不適切な発言がありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

○西山委員長＝委員長は発言の訂正を認めます。

暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時11分 再開

○西山委員長=休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○中西学校教育課長=すみません、私も答弁の修正のお取り計らいをお願いしたいと思います。説明の修正をお願いしたいと思います。

補正予算書20ページの一番下、第1目 学校管理費の修学旅行のキャンセル料の説明、金額を48万6,000円と申し上げたようですが、84万6,000円の間違いでいたので、訂正をお願いいたします。

○西山委員長=委員長は発言の訂正を認めます。

大崎（宏）委員。

○大崎（宏）委員=22ページ、生涯学習課長、1点確認ですけど、地域自治組織の吾桑駅のトイレの関係ですけど、あれは結局、コミュニティーの推進事業であるというふうに自分らあ説明ありましたけど、今回コミュニティーになったら、結局元気創造課の所管になりますけど、今回どういった経緯でこうなりましたか、説明お願いします。

○西山委員長=生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長=コミュニティー以外の部分で、私どものほうに依頼がございまして、自治組織のほうから。トイレの電気工事については、それに含まれないようございまして、本課の所管予算でやらせていただくということでございます。

○大崎（宏）委員=分かりました。

以上です。

○西山委員長=西村委員。

○西村委員=すみません、確認のために、福祉事務所長。

子育て世帯等、子育てだけやなくて非課税世帯の分の2,005万6,000円、14ページですけど。これは、生活急変で今年、前年度は課税世帯であったが、今年度は非課税世帯になったというような解釈ですか。

○鳴崎福祉事務所長=はい。

○西村委員=10万円ということで、200世帯というような解釈でよろしいですか。

昨年もらっている方は重複してもらえない、今年新たに非課税になるであろうという想定の方ですよね。

○西山委員長=福祉事務所長。

○鳴崎福祉事務所長=委員御案内のとおりでございます。

○西村委員=了解しました。

○西山委員長=ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西山委員長=ないようですので、採決いたします。

○宮田委員=すみません。

13ページのマイナンバーカード普及促進事業についてですけども、日本共産党は一貫してマイナンバーカードの普及については反対してまいりましたので、この予算が入っておりますので、市議案第76号について反対するものでございます。説明は以上です。

○西山委員長=佐々木委員。

○佐々木委員=13ページのマイナンバーカードのことについて、現在まで取り組んできて、一応9月で、一旦打ち切りというか、また延長になると思うけど、現在までの進捗率というか、取得率はどうなんですかね。

○西山委員長=市民課長。

○大崎市民課長=8月末現在で、須崎市は33.9%になっております。

今、9月末までになっておりましたが、先日12月末までに延長になりましたので、引き続き広報をやっていきたいと思っております。

以上です。

○西山委員長=佐々木委員。

○佐々木委員=33.9%いうたらちょっとあれやね。

他の所からいって、進捗はちょっと遅いような気もするけど、もう少し何か上乗せの取り組みをして、進捗を図るような取り組みについて考えていませんか。

○西山委員長=市民課長。

○大崎市民課長=現在、新規取得者に関しては、2,000円の商品券をずっと引き継続しております。

あとですけれども、出張に関して、企業へ行ったり、学校へ行ったりとか、公民館に行ったりとかっていうことを順次しております。

10月の広報に、なかなか市役所まで来れない、近くの公民館にも来れないという方に関しては、ちょっと自宅訪問をしてみようかということで載せております。希望があれば、自宅に行って、写真を撮って、交付申請をするという取り組みをはじめしておりますので、それで、少しずつでも交付率を上げるように、努力をしております。

以上です。

○西山委員長=ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西山委員長=ないようですので、採決いたします。

御異議ありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西山委員長=挙手多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第77号 令和4年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

○西山委員長=続きまして、市議案第77号 令和4年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○大崎市民課長=市議案第77号 令和4年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

議案書24ページ、別冊補正予算書25ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ315万円を追加し、総額を、それぞれ28億2,627万5,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。29ページでございます。

第8款 諸支出金315万円の増額は、第1項 還付金及び還付加算金の更正でございます。これは、過年度の還付金などによるものでございます。

続きまして、歳入でございます。

第1款 国民健康保険税315万円の増額は、第1項 国民健康保険税の収入見込みによる更正によるものでございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○西山委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長=ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長=御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第80号 令和4年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）
について

○西山委員長＝続きまして、市議案第80号 令和4年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝市議案第80号 令和4年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案書27ページ及び別冊補正予算書40ページからでございます。

別冊補正予算書40ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,019万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ27億8,175万円としようとするものでございます。

それでは、44ページ、歳出から御説明をいたします。

歳出につきましては、介護予防、住宅改修費が不足したことから、第2款 保険給付費の更正により、第1項 介護サービス等諸費 第1目 居宅介護サービス給付費を250万円減額し、第2項 介護予防サービス等諸費 第3目 介護予防住宅改修費を250万円増額補正するものでございます。

第6款 諸支出金 第1項 償還金及び還付加算金 第2目 償還金1,019万3,000円の補正につきましては、令和3年度介護給付費負担金等の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

続きまして、同じく43ページ、歳入につきましては、第7款 繰入金 第2項 基金繰入金1,019万3,000円の補正は、全額介護保険財政調整基金からの繰り入れでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○西山委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第83号 指定管理者の指定について

○西山委員長＝続きまして、市議案第83号 指定管理者の指定についてを議題いたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○嶋崎福祉事務所長＝それでは、市議案第83号 指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の31ページでございます。

須崎市障害者地域活動支援センターの管理等について、地方自治法第244条の2第3項の規定により、須崎市多ノ郷甲5483番5号、特定非営利活動法人STEP ONEを指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和4年12月1日から令和7年3月31日までとしております。

なお、指定管理者の選定につきましては、去る7月に一般公募を行いまして、公募があったのは特定非営利活動法人STEP ONE、1者のみでありましたが、指定管理者の指定手続に関する条例で定める選定基準に基づきまして、指定管理者として選定いたしたところでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○西山委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第34号 「須崎市小中学校統合計画」の見直しを求める陳情書

○西山委員長＝続きまして、今回受理しました陳情の審査に入ります。

既に陳情文書表等をお配りしておりますので、陳情書の朗読は省略いたします。

陳情第34号「須崎市小中学校統合計画」の見直しを求める陳情書を議題といたします。

委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

大崎（宏）委員。

○大崎（宏）委員＝この陳情、よく読ませてもらいましたけど、小中学校の統合計画につきましては、議会の中でも非常に皆さんのお意見が分かれるような状態あります。

ましてや、また今、学校教育課を中心に、学校への説明会、地域の説明会と、順番にやっていって、段階も今踏んでおりますが、やはりもうちょい議論の、市民への周知とかももっと必要だと思います。

私個人的には、この陳情書をよく見ましたが、中学校の統合については、私自身は進めていくべきだというふうに思っておりますが、小学校については、やはり各地域拠点として残していくべきだという思いもありますので、なかなか私自身も、今この統合計画については、中学校については、統合については前向きに考えておりますが、小学校については、やはりもうちょっと議論をしてほしいという余地もありますので、私自身がまだはっきりしてこない、決まっておりません。

だから今回、これから先ですよね、また議会を中心に、まだまだ地域の説明不足、そしてあと今、何ですかね、統合にするやった場合に向けた、各地域から関係者が集まつての移動手段、通学手段とか様々な問題点も課題を上げて、今議論をしている最中ですので、ちょっと今回この陳情については、陳情者の思いも十分分かれますが、さび分けて慎重にいきたいと思います。

継続でいきたいと思います。

○西山委員長＝ほかにありませんか。

森田委員。

○森田委員＝説明会が順次進んだわけですが、やはり地域の声を、議員一人一人がきっちり捉えて、どういう意見が多数を占めるかと。

そして、住民、地域の合意がかっちり得られてということが、確約するのが、私は統合の条件やというふうにも思うところで、大崎（宏）委員がおっしゃったとおりに、今回は継続でというふうに申し上げます。

○西山委員長＝ほかにありませんか。

柿谷委員。

○柿谷委員＝私も、継続が必要だと思います。

この陳情者の言われてること、本当に大切なポイントを言ってると思いますので、十分な審議、議論、ディスカッションがもっと必要だと思いますので、継続し

て審議していただきたいと思います。

○西山委員長=ほかにありませんか。

宮田委員。

○宮田委員=私は、この陳情書については、採択すべきだと思います。

市議会の一般質問の中で、どちらかというと反対の意見、見直すべきだという意見の一般質問が多かったと考えております。

慎重に審議すべきことではありますが、様々な議論をしてきている中で、見直してもらいたいという、この趣旨を酌み取りまして、私は、採択にするべきだと思います。

以上です。

○西山委員長=西村委員。

○西村委員=いろいろ縷々御意見出ましたけど、継続。

自分は、これ不採択という思いが強いですが、今まで議論もやってきておりますので。

しかしながら、継続っていうような意見が多かったようですね、11月自動廃案、継続で、今回は、いってもいいかなと思っています。

ただ、1点、教育長にお願いがございます。

この統合計画、地域によって温度差があります。

一般質問でも申し上げましたが、南小学校、どうですかね、保育園が統合になり、今の1年生も、全て多ノ郷小学校に通っているんじゃないですかね。

それと、次の上がる1年生も、ほとんどが多ノ郷小学校を希望しております。

逆に、2022年まで学校が存続するかどうか、あと2~3年したら、南地区で多ノ郷小学校に通う数のほうが逆転するのではないかと思います。

ただ、今は校区外通学ということで、親の負担で送迎をしなければなりません。親は、大変負担になります。

その辺のこともやっぱり考慮して、地域ごとにやっぱり判断、統合を望むところであれば先に、一定ではなくて、また、それに対しての交通手段確保、そういう観点も、やはり一定ではなく臨機応変に対応していただきたい、そう思うところ、一般質問でも申し上げましたが、そう願うところです。

○西山委員長=ほかにありませんか。

教育長。

○細木教育長=御指摘の趣旨を十分踏まえた上で、対応してまいりたいというふうに思っております。

○西山委員長=佐々木委員。

○佐々木委員=私も、継続の立場で。

陳情者の率直な思いといいますか、心情があふれる内容ではないかなと思いま

す。

そういう意味で現在進行中、行政等の説明、また関係者の検討等行われていますので、継続の意見として発表しておきます。

○西山委員長=ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西山委員長=ないようですので、陳情第34号について採決いたします。

継続という御意見がありましたので、継続審査について挙手により採決いたします。

本陳情を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○西山委員長=挙手多数であります。

よって、本陳情は、継続審査とすることに決しました。

以上で陳情の審査を終了しました。

その他について

○西山委員長=以上で、当委員会で審議すべき事案は終了いたしましたが、ほかに何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西山委員長=以上で教育民生委員会を散会いたします。

* ~~~~~ *

○午前11時29分 閉会